



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年2月24日水曜日 第183号

◇ 目次 ◇

産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等.....	(循環型社会推進課) ...	159
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	159
指定医療機関の変更.....	(") ...	160
指定医療機関の休止の届出.....	(") ...	160
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	160
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...	160
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	160
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ...	160
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(") ...	161
廃川敷地等の発生.....	(河川課) ...	161
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	161
公共測量の実施の通知(2件).....	(") ...	161
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	161
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	161
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	162
道路の区域変更(県道瀬田八多喜停車場線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	162
道路の供用開始(").....	(") ...	162

監査公表

住民監査請求に係る監査結果公表について.....	(監査事務局) ...	162
財政援助団体等監査結果の公表(3件).....	(") ...	169

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定及び愛媛県指定無形文化財の保持者の追加認定.....	(文化財保護課) ...	172
---	--------------	-----

告 示

○愛媛県告示第178号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県四国中央保健所並びに四国中央市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
協同組合クリーンプラザ
四国中央市妻鳥町3048番地2
代表理事 石川 隆憲
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
四国中央市妻鳥町3048番14及び3048番17
- 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥

5 申請年月日
令和3年2月9日

6 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見
- 提出先
愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県四国中央保健所

○愛媛県告示第179号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
すぎ山クリニック	越智郡上島町弓削土生208-1	令和3年1月7日

○愛媛県告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) あたらし歯科医院	伊予市米湊821-9	令和2年11月20日
(変更前) 新歯科医院		

○愛媛県告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

○愛媛県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
松田哲雄	新居浜市菊本町二丁目1-9	松田歯科診療所	新居浜市菊本町二丁目1-9	令和2年11月20日

○愛媛県告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
松田哲雄	新居浜市菊本町二丁目1-9	松田歯科診療所	新居浜市菊本町二丁目1-9	令和2年11月20日

○愛媛県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
峰民也	伊予郡砥部町宮内892	峰産婦人科	伊予郡砥部町宮内892	令和2年12月29日

た医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
植木整形外科	宇和島市堀端町2番5号	令和2年12月31日

○愛媛県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西山眼科	伊予市灘町130-2	令和2年12月29日
峰産婦人科	伊予郡砥部町宮内892	令和2年12月29日

○愛媛県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
峰 民 也	伊予郡砥部町宮内892	峰産婦人科	伊予郡砥部町宮内892	令和2年12月29日

○愛媛県告示第187号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 河川の名称
二級河川谷川水系谷川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年2月24日
- 廃川敷地等の位置
左岸 松山市下難波甲50番3地先から
松山市下難波甲50番4地先まで
右岸 松山市下難波甲1367番2地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。）275.06平方メートル

○愛媛県告示第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 作業期間 令和3年3月1日から
31日まで
- 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第189号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和3年2月18日から
3月31日まで
- 作業地域 愛媛県宇和島市津島町嵐地区

○愛媛県告示第190号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 作業期間 令和3年2月8日から
3月31日まで
- 作業地域 八幡浜市の一部

○愛媛県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年2月24日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 信 久	西条市三芳1039番地
"	川 瀧 信 之	西条市三芳181番地2
"	莖 田 友 茂	西条市三芳1981番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 原 靖 久	新居浜市東田三丁目28番地の13
"	高 松 好 和	西条市三芳2022番地
"	武 田 秋 義	西条市三芳204番地
"	近 藤 利 夫	西条市三芳1190番地
監 事	豊 田 明 夫	西条市三芳2167番地2

○愛媛県告示第192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市新浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年2月24日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年2月24日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建（開）第41号 令和3年2月15日	伊予市米湊字大角蔵1575番、1576番8、1578番、1575番地先農道	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社 ミツワ都市開発

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	八幡浜市日土町6番耕地3453番2から 同市日土町6番耕地3468番1まで	旧	メートル 6.1～13.2	キロメートル 0.046	
			新	8.6～34.3	0.046	

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	八幡浜市日土町6番耕地3453番2から 同市日土町6番耕地3468番1まで	令和3年2月24日

監 査 公 表

○公表第1号

令和2年12月17日付けで提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

令和3年2月24日

愛媛県監査委員 永 井 一 平
 同 越 智 忍
 同 森 高 康 行
 同 高 橋 正 浩

決 定 書

請求人 住所・氏名（略）

令和2年12月17日付けで提出された「まじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務に関する措置請求」について、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件請求のうち責任を有する者に対して懲戒処分を講ずることを求める部分を却下する。
- 2 その余の請求は、これを棄却する。

第1 請求の内容

請求人から提出された愛媛県職員措置請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求する措置

愛媛県知事が、「まじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務」（以下「第二弾企画実施業務」という。）に係る業務委託料として令和2年に支出したもののうち、株式会社X P J P（代表取締役 渡邊賢一）（以下「X P J P社」という。）につき金25,000,000円の返還を命じることを怠る行為は違法である。よって、X P J P社らに対し上記金額を愛媛県に返還するよう命じることを求めるほか、違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該損害の補填や懲戒処分その他の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを愛媛県監査委員に求める。

併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 請求の理由

(1) 知事に勧告することを求めることについて

事実証明書に記載によれば、愛媛県知事は「第二弾企画実施業務」をX P J P社に委託し、このために支出された公金はX P J P社につき、令和2年2月7日に金15,000,000円、同年4月28日に金10,000,000円である。

事実証明書「5 別記1枚」によれば、「参加事業者5社による「第二弾企画実施業務の委託に係る企画競争」を行い、審査委員会での審査によって上記事業者を委託候補者と決定したため」、X P J P社と一者見積りによる随意契約を締結した。「まじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務 企画競争 審査要領（以下「審査要領」という。）」によれば、審査委員会の構成員は、A（愛媛県企画振興部政策企画局長）、B（同政策企画局総合政策課長）、C（同広報聴課長）、D（同経済労働部観光交流局観光物産課長）、E（同企画振興部政策企画局プロモーション戦略室長）という愛媛県庁職員である。審査結果によれば、業務内容の理解度、提案内容の優良性、提案内容の独創性、業務成果の中立性、業務遂行の安定性、専門知識、経費という審査項目のいずれにおいても、X P J P社の提案は他社より優れていると審査委員会は判断し、同社との委託契約を締結した。

X P J P社の提案内容とは、「まじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務 企画提案書（以下「企画提案書」という。）」によれば、「スマートフォンユーザーを強く意識したランディングページを新設」、「オリンピックに合わせて国民の関心が高まる様相を科学的に予測しプロモーションを実施」、「オークリー社と連携」、「サイクリング、野球等のオリンピック競技とフィッシング等のアウトドア分野でブランディング」、「オークリー社製サングラスをキーアイテムに「まじめえひめ」をプロモーション」、「「まじめえひめ」の印象づけ戦略を後押しするためにオークリー社より「ONまじめ用メガネ」と「OFFまじめ用サングラス」を特別調達しイメージアップを図ります」、「プロ・マウンテンライダーの永田隼也氏とオークリー社契約選手と連携したPR」、「スターウォーズ、MARVELで世界中から称賛される「こうじょう雅之」氏と連携」、「YouTube True View広告、GDN広告を活用し効果的にターゲットング」、「ターゲット層に対して480万表示を目指し、プロモーションを展開します 2万クリック保証（WEB訪問者）」等というものである。

当初の見積書（2019年8月14日）によれば、オークリー連携費（事業開発費一式）として金5,000,000円、WEB広告掲載費（GDN）として金1,000,000円、コンテンツ連携費（キャラクター連携費等）として金3,000,000円が計上されていた。ところが、3箇月後の見積書（2019年11月15日）によれば、オークリー連携費（事業開発費一式）が金2,000,000円に削減されると共に、WEB広告掲載費（GDN）とコンテンツ連携費（キャラクター連携費等）が項目ごと消失し、それらに充当されるはずであった合計金7,000,000円もの公金が、WEB広告掲載費（YouTube）と事務局委託費（記者会見依頼費等）に流用されている。その結果、WEB広告掲載費（YouTube）は当初の金4,000,000円から金9,000,000円と2倍以上に跳ね上がり、事務局委託費（記者

会見依頼費等）は当初の金1,000,000円から金3,000,000円へと3倍増となった。

それだけでは終わらず、令和2年1月6日付け「まじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務 変更計画書」（以下「業務変更計画書」という。）によれば、オークリー連携費が金0円と消失し、WEB広告掲載費は金4,000,000円も減額されている。それらに充当されるはずであった合計金6,000,000円もの公金は、今度は「製作費2」という詳細不明の新たな項目が設けられた上でそこに金5,000,000円が計上されるとともに、事業プロデュース費と一般管理費にそれぞれ金500,000円が加算されるという操作が行われた。このように事業内容とそれに充当される予算に著しい変更が行われたにもかかわらず、委託料としての総予算額の金25,000,000円は変わらないままである。

地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」旨を規定している。

X P J P社は自社の都合により当初の事業内容を勝手に変更したのであるから、見積書（2019年11月15日）の時点で、オークリー連携費（事業開発費一式）、WEB広告掲載費（GDN）、コンテンツ連携費（キャラクター連携費等）に計上されるはずであった合計金7,000,000円は、これは他の業務に流用されてよいものではなく、愛媛県に直ちに返還されるべき公金である。また、このような大幅な業務変更、すなわち企画競争の仕様書に明記された業務内容とは全く異なる業務内容への変更を承認した愛媛県の責任も重大である。

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項、法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の6、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条から第148条までは随意契約を厳しく制限している。財務大臣通達『公共調達の適正化について』（平成18年8月25日付け財計第2017号）もまた以下のとおり規定しており、当該財務会計行為は、行政の裁量を逸脱した違法又は不当な行為である。

財務大臣通達『公共調達の適正化について』

1 入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) 随意契約による場合

に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、又はの例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

（注1）「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提

出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

(注2) 企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

- イ 参加者を公募すること、
 - ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけでなく契約担当部局も関与する必要があること、
 - ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、
- 等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

(引用ここまで)

そもそも当該委託業務の内容は、「審査要領」によれば、以下のとおりである。

(1) コラボレーション企画の立案業務

- ・既に全国的な認知を獲得している企業やブランド、コンテンツとのコラボレーション企画を立案すること。
- ・統一コンセプト発表会以降、「まじめ」のイメージ付けで使用してきたメガネ、スーツ等の“まじめ”連想アイテムを組み合わせること。

(2) P R 資材等の制作及びプロモーションの実施業務

- ・コラボグッズ等の P R 資材等を制作すること。
- ・効果的に「まじめえひめ」の認知を獲得するため、デジマケ等の手法を活用しながら、話題性のあるプロモーションを実施すること。

愛媛県はこうした仕様に基づいて企画競争を行い、X P J P 社を委託業者として選定したわけだが、当該事業者は提案した企画を全く守っておらず、実施してもいない。オークリー社と連携、サイクリング、野球等のオリンピック競技とフィッシング等のアウトドア分野でブランディング、オークリー社製サングラスをキーアイテムに「まじめえひめ」をプロモーション、オークリー社より「ONまじめ用メガネ」と「OFFまじめ用サングラス」を特別調達、プロ・マウンテンライダーの永田隼也氏とオークリー契約選手と連携した P R、スターウォーズ、MARVEL で世界中から称賛される「こうじょう雅之」氏と連携、G D N 広告を活用し効果的にターゲティング、2万クリック保証等、こうした企画提案によって企画競争に競り勝って業務を委託されておきながら、契約後に全てを反故とするような大幅な事業内容の変更をしたのであるから、これは重大な契約違反である。法的に適正な手順に則るならば、企画のメイン業務であるオークリー社との連携が不可能になった時点で、愛媛県は X P J P 社との契約を解除し企画競争入札をやり直すべきだったのである。

企画競争によって選ばれた事業者がその企画をいとも簡単に破棄できて、当初の業務計画とは全く別の業務を行い、行政もそれを承認するということが許されるのであれば、これは公共調達における適正の根幹を揺るがせる事態である。したがって当該随意契約は、施行令第167条の2第1項第2号及び愛媛県会計規則第147条第1項第6号の解釈適用を誤った違法又は不当な契約の締結・履行に該当する。

X P J P 社による委託業務が重大な契約違反であること

は、企画提案書に明記された「2万クリック保証（WEB訪問者）」という契約が守られていないことから明らかである。「企画提案書」の「YouTube True View 広告、G D N 広告を活用し効果的にターゲティング」によれば、YouTubeでのクリック率を0.50%、「4300クリック想定（WEB訪問者）」、広告視聴単価を金5.00円と見積もり、金4,000,000円の広告掲載費を計上している。それと共にGoogleへの出稿も明記し、クリック率を0.50%、「2万クリック保証（WEB訪問者）」、平均単価を金50円と見積もり、金1,000,000円の広告掲載費を計上している。前述したように、WEB広告掲載費は最高で金9,000,000円もの計上がなされた後修正され、「収支決算書」では金5,000,000円が計上された。

ところが、「まじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務実績報告書（以下「実績報告書」という。）」によれば、最も表示回数の多い新宿区でさえ表示回数は467,364回に止まり、クリック率は0.10%しかなく、逆に平均クリック単価は金810円と高騰している。愛媛県内のトップである松山市においても表示回数は、1,118,701回しかなく、クリック率は0.12%と低調で、逆に平均クリック単価は金881円と高騰している。

「企画提案書」に明記された「2万クリック保証（WEB訪問者）」という見積りが、いかに根拠のない杜撰な想定に基づいていたかが分かる数値である。このような業務がまかり通るのであれば、企画競争の場においていくらでも虚偽の提案を行い、審査委員会から高評価を勝ち取った上で契約を結び、その上で全ての計画を自社の都合に合わせてどのようにでも変更してもよいことになる。法的にも社会通念上も、このようなことは許されるべきではない。

仮に、X P J P 社による委託業務が十分な成果を上げた と判断される場合であっても、それならば当初の「企画提案書」に明記された種々の業務はいずれも不要なものであることが、論理的な帰結によって証明されることとなる。

X P J P 社が当該委託業務において行ったプロモーション業務の実質は、YouTubeに有料広告を出稿しただけである。

オークリー社と連携、サイクリング、野球等のオリンピック競技とフィッシング等のアウトドア分野でブランディング、オークリー社製サングラスをキーアイテムに「まじめえひめ」をプロモーション、オークリー社より「ONまじめ用メガネ」と「OFFまじめ用サングラス」を特別調達、プロ・マウンテンライダーの永田隼也氏とオークリー契約選手と連携した P R、スターウォーズ、MARVEL で世界中から称賛される「こうじょう雅之」氏と連携、G D N 広告を活用し効果的にターゲティング、2万クリック保証等、これらの絢爛豪華な業務案は最初から不要だったということであり、そのために計上を予定していた予算も要らなかったのである。

つまりは、もっと安く単純な業務で目標を達成できたのであり、愛媛県が X P J P 社による委託業務を承認したということは、愛媛県もまた当該委託業務がもっと安く単純な業務で目標を達成できたことを承認しているということである。それならば最初の企画競争の段階において、もっと安く単純な業務で遂行できる業者を選定すべきであった。

「読売新聞」（2020年10月30日）が報じたように、X P J P社による委託業務に金25,000,000円を投じて、愛媛県の公式インスタグラムのフォロワーは約1,500人にとどまっている。そのため、「影響力のある女性インフルエンサー4人を「まじめ媛」として起用し、若い女性をターゲットにフォロワー数の増加を目指す」というプロモーションを始めた。

重ねて述べるが、X P J P社による当該事業が許されるのであれば、愛媛県が行う企画競争においては、企画提案者によるプレゼンテーションの場においてどれほど実現不可能な企画を提案しようとも構わないという前例になる。本件公金支出は、必要のない公金支出を違法とする法第23条第1項に違反し、自治体は最少の経費で最大の効果を上げる必要があるとする法第2条第14項にも違反し、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することができないとする地財法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出に該当するものである。愛媛県がこのような業務を承認した事実は、愛媛県が違法意識に欠けた、驚嘆すべき無法地帯であることの証左である。

地財法第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」旨を規定している。したがって、本件支出がなかったら目的が達成できなかったと証することができなければ、違法又は不当な公金の支出であり愛媛県が損害を被ったと言わざるを得ない。

（中略）

第二弾企画実施業務は、第一弾の失敗を認めることなく継承された無駄な事業であり、それにかかった経費は必要のない出費である。

観光庁による宿泊旅行統計調査によれば、令和2年4月の愛媛県宿泊施設タイプ別客室稼働率は前年同月差で-39.9%と大幅に下落し、全国的にも延べ宿泊者数は令和2年1月以降は急激な下落が続いており、観光客誘致にとって厳しい状況はこの先も続く予想されているのである。そのような状況下において、毎年多額の予算を投入して「大型プロモーションプロジェクト」を推進するのは、行政の裁量を逸脱した違法又は不当な行為である。

X P J P社は、当該事業にかかる事業変更につき「まじめえひめプロジェクトに係る各種報道等の状況を踏まえ、プロモーション内容を見直す必要が生じたため」という理由で「業務変更計画書」を提出し、愛媛県の承認を得ている。また、第二弾企画実施業務完了検査結果についても、愛媛県は「令和元年11月26日付けで委託契約を締結したまじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務について、委託契約書第10条第2項の規定に基づき完了検査を行った結果、適正と認められるため通知いたします」としている。これをもとにして愛媛県監査委員はおそらく、当該財務会計行為に不当性や違法性は認められないとの認識を示し、当該住民監査請求を棄却すると思料する。

しかしながら、随意契約における不正のほとんどは仕様書の恣意的な作成等によって組織的に行われている。まさに当該事業のように企画競争に外部審査員を加えることな

く、審査員を全て利害が一致する身内の愛媛県職員で独占させるといった閉鎖性こそが不正の温床となるのである。透明性も公平性も担保されていない制度設計の下での企画競争によってX P J P社を選定し、違法又は不当な業務変更をも承認したという事実は、特定の民間事業者へ特別の便宜を図ろうとする意志を強く持った組織的な行為と思料され、公務員としての遵法精神に欠ける極めて問題のある行為である。

X P J P社の代表取締役である渡邊賢一は、「事業の統括責任者・従事予定者一覧表」によれば、2018年と2019年に愛媛県デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業総合プロデューサーを務めている。このような役職にあった者が、愛媛県の公共事業に自らが代表取締役を務める企業を参加させるというのは、いわゆる利益誘導に他ならない。そして愛媛県もまた、デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業総合プロデューサーを務めている渡邊賢一が代表取締役である企業であると認知しながら当該事業を委託したのである。これはむしろ、X P J P社に事業委託をする目的のために、審査員が全員愛媛県職員であるという公平性を欠いた企画競争を実施したのだと考えた方が合理的である。

（中略）

そして、Eはプロモーション戦略室長という立場で、企画競争の審査員としてX P J P社の選定に関与し、業務を委託したのである。この事実は、両者の間に行政の裁量を逸脱した違法又は不当な関係があると疑わせるに十分である。また、このような癒着が疑われることがないよう透明かつ公平な制度設計をした上で企画競争を実施するのが当然の義務であるはずだが、それをしていないということはやはり不正があるとみなすのが合理的な判断である。

（中略）

X P J P社は「実績報告書」の中で、「「まじめえひめ」新作動画の広告展開 108万視聴を超える高アクセス」と成果を報告しているが、それは単に動画の再生回数やマスコミ報道の回数にすぎず、特定の民間事業者にのみ利益をもたらすものにすぎない。金25,000,000円もの予算を投入しながら、本当にメディア掲載の効果で愛媛県への観光客が増えたかの効果は何ら実証されておらず、観光庁による統計では観光客は激減しているのが現状である。

本件公金支出は、必要のない公金支出を違法とする法第23条第1項に違反し、自治体は最少の経費で最大の効果を上げる必要があるとする法第2条第14項にも違反し、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することができないとする地財法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出に該当するものである。

よって、本件請求人は、愛媛県監査委員が、上記事実証明書記載の違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該損害の補填を求めるほか、不当利得者に不当利得を返還させ、責任を有する職員への懲戒処分その他の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを求める。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることについて

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

注1 「1 請求する措置」については、請求の趣旨を損なわない範囲で整理し直すとともに、整理の都合上、請求内容の項目ごとに番号を付すこととした。

2 「2 請求の理由」については、明らかな誤字脱字を除いて原則原文のまま記載した。

なお、本請求人による過去の請求書と同一内容の箇所に關しては、省略した。

第2 請求の受理

本件請求は郵送により提出がなされ、令和2年12月18日に監査事務局に到達したことから同日付けで受け付け、要件審査の結果、法第242条に定める要件を具備していると認め、同月28日これを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

2 個別外部監査契約に基づく監査に付さなかった理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実させることである。

本件請求は、第二弾企画実施業務に関する業務委託に係る契約の締結又は履行に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

第4 監査の実施

1 監査の対象事項の特定

請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から判断して、次に掲げる事項を監査対象事項とした。

(1) 第二弾企画実施業務に係る企画提案型プロポーザル実施時の企画提案書と異なる契約締結が、違法又は不当な契約締結といえるかどうか。

(2) 第二弾企画実施業務に係る支出が、愛媛県の損害といえるかどうか。

2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年12月28日に補足資料の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の申し出があった。

3 監査実施日

令和3年1月21日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

4 監査対象機関

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課を対象に監査を実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係

関係書類等の調査及び広報広聴課職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 委託業務の内容について

機運の高まりが想定される「スポーツ」をテーマに、全国における「まじめえひめ」の認知度向上と浸透・定着を図るため、スポーツを“支える”“応援する”にスポットを当て、「まじめ」をイメージさせる動画を活用したデジタルプロモーションを実施するものである。

(2) 第二弾企画実施業務について

募集公告	令和元年7月17日
企画提案審査会	令和元年8月22日
企画提案の内容	企画概要、制作物の内容、成果把握、追加提案、スケジュール、実施体制
契約日及び契約金額	令和元年11月22日 25,000,000円（財務会計行為）
業務計画書の承認	令和元年12月5日
業務変更計画書の承認	令和2年1月8日
前払日及び支払金額	令和2年2月7日 15,000,000円（財務会計行為）
実績報告書提出日	令和2年3月19日
検査日	令和2年3月19日
精算払日及び支払金額	令和2年4月28日 10,000,000円（財務会計行為）
委託の期間	令和元年11月22日～令和2年3月31日
経費積算	動画制作、WEB広告、発表会実施等について、事前に参考見積を徴して積算
委託先の選定	令和元年7月17日から企画提案募集を開始し、応募のあった5者の企画を「審査要領」に基づき審査した結果、最優秀企画提案者となったX P J P社を委託先として選定
支出金額の内訳	事業プロデュース 2,000,000円 スポーツ×まじめえひめコンセプト動画制作 7,000,000円 スポーツ(アクティビティ)動画制作 5,000,000円 WEB広告掲載 5,000,000円 記者発表、PR資材制作 3,000,000円 一般管理費(諸経費) 727,273円 消費税及び地方消費税 2,272,727円 合計 25,000,000円
提出された成果品	仕様書「9成果品」に定める提出物 ・実績報告書(A4判) 紙媒体2部及び電子媒体(DVD-ROM) 2枚 ・動画を制作する場合は、当該動画を収めたDVD-ROM 2枚

仕様書に定める以外の提出物 ・ポスター（B1） 計400枚 「自転車」「車いす」「応援」「グラウンド整備」 の4種類を各100枚 委託先が県に納品 ・ロールバナー 16本
--

注 請求に係る財務会計行為は、令和元年11月22日付けの契約締結、令和2年2月7日の前金の支出、令和2年4月28日の残金の支出の三つである。

契約の締結行為については、1年を経過した後に請求された財務会計行為であるため、住民監査請求の対象外であるから却下すべきものであるが、契約代金の支出にあたり、契約行為に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、その違法性が契約代金の支出にも承継されることから、あえて却下せず、契約行為のうち契約金額の妥当性を中心に監査した。

2 結果

前記1の事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

請求人は、企画競争によって選ばれた事業者がその企画をいとも簡単に破棄できて、当初の業務計画とは全く別の業務を行い、行政もそれを承認するということが許されるのであれば、これは公共調達における適正の根幹を揺るがせる事態である。したがって当該随意契約は、施行令第167条の2第1項第2号及び愛媛県会計規則第147条第1項第6号の解釈適用を誤った違法又は不当な契約の締結・履行に該当すると主張している。

また、請求人は、本件公金支出は、必要のない公金支出を違法とする法第232条第1項に違反し、自治体は最少の経費で最大の効果を上げる必要があるとする法第2条第14項にも違反し、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することができないとする地財法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出に該当するものであり、本件支出がなかったら目的が達成できなかったと証することができなければ、違法又は不当な公金の支出であり愛媛県が損害を被ったと言わざるを得ないと主張している。

これらの点について、監査の対象事項の特定に基づき財務会計行為ごとに次のとおり検討する。

(1) 第二弾企画実施業務に係る企画提案型プロポーザル実施時の企画提案書と異なる契約締結が、違法又は不当な契約締結といえるかどうか。

ア 契約締結（令和元年11月22日）について

(ア) 広報広聴課の説明

まじめえひめプロジェクト第二弾コラボレーション企画実施業務企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）「8委託契約⁽¹⁾」で、「契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。」としている。

また、仕様書4で「委託業務全般において、愛媛県戦

略的ブランディングプロデューサー（以下「プロデューサー」という。）である おちまさと氏の監修を受けるものとする。」とし、同5で「具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に愛媛県及びプロデューサーと協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」において、事業スキームや事業スケジュール等を盛り込んだ「事業企画書」として決定するものとする。」としている。

これらの規定に基づき、令和元年9月5日、県、プロデューサー及び契約候補者（X P J P社）と東京都において協議を行い、プロデューサーから統一コンセプトである「まじめ」を更にイメージさせる内容についての提案があり、契約候補者から「トップのスポーツ選手を取り上げるといよりも、その裏でスポーツを頑張っている人々にスポットを当てる」との修正の方向性について提案があり、県及びプロデューサーが同意した上で、知事等による記者発表やメディアリリースを行うとともに、オークリー社連携を大々的に打ち出した企画内容を減らし、スポーツを支える人々にスポットを当てた動画によるプロモーションを強化する内容に事業計画を変更し、令和2年11月22日付けで契約を締結したものである。

見積額については、上記の事業計画の変更に伴い、オークリー社連携に係る経費、墨絵画家を起用したキャラクター等との連携に係る経費及びオークリー社連携が大々的に掲載されたホームページに閲覧者を誘導するWEB広告費（GDN）を減額し、制作した動画を視聴してもらうためのWEB広告掲載（YouTube）に係る経費及び記者発表の内容やPR資材を充実させる経費を増額したものである。

規定に基づいて協議を実施し、県、プロデューサー及び契約候補者が合意の上で、適正に事業内容を変更するとともに、「まじめえひめ」の認知度向上という事業目的を達成するため上限額の範囲内で積算内容を見直しすることは合理的であり、減額した契約や契約の中止を行う必要はないと判断したものである。

(イ) プロポーザル方式による委託契約の締結

そもそも、プロポーザル方式とは、複数の事業者から企画提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約の候補者として選定する方式であり、あくまで、委託にふさわしい事業者や人を選ぶ方法であるとされる。一般的には、具体的企画提案まで求めないので、企画提案に拘束されることはなく、発注者と事業者との共同作業により設計を進めるため、発注者の意見や要望が反映できるとされる。

プロポーザル方式により委託契約を締結するにあたり、愛媛県は、募集要領の「8委託契約⁽¹⁾」において、そのことを企画提案の募集時にあらかじめ明示している。

なお、今回の業務はプロポーザル方式により契約候補者を決定したものであるが、選考そのものは、審査要領に基づき適正に実施されていた。

また、委託候補者決定後は、令和元年8月28日付でX P J P社に対して審査結果に併せて、「今後は、本県の

戦略的ブランディングプロデューサーを交えて、貴社の提案をもとに詳細な内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に委託契約を締結することになりますので、御了知願います。」と通知がなされていた。

イ 契約金額について

令和元年11月22日に契約を締結しているが、契約候補者となったX P J P社から新たに見積書を徴し、愛媛県が定めた予定価格の範囲内であることが確認されており、新たな見積書の内容から募集要領の「8 委託契約⁽¹⁾」に従って、提案内容に沿って契約内容についての協議・調整が行われたものと推認され、企画提案内容の一部を変更したものと認められる。

契約金額については、25,000,000円の予定価格に対し、業者の見積額25,000,000円での契約であるが、予定価格の範囲内の契約金額である。

なお、当該委託契約書附属の仕様書においても、「具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に愛媛県及びプロデューサーと協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」において、事業スキームや事業スケジュール等を盛り込んだ「事業企画書」として決定するものとする。」と規定しており、企画提案募集時の企画提案書の内容がそのまま実現するものではないことは明らかである。

以上のことから、プロポーザル実施時の業者提案内容と同じ企画内容で本件契約が締結されていないものの、企画提案内容の一部を変更したのは、協議等の結果に基づくものであり、契約候補者から新たに見積書を徴し、愛媛県が定めた予定価格の範囲内であることが確認できることから、契約締結に重大かつ明白な瑕疵があるとは認められない。また、契約代金の支出に承継される違法性及び不当性はないと判断される。

(2) 第二弾企画実施業務に係る支出が、愛媛県の損害といえるかどうか。

ア 広報広聴課の説明

(7) 前払金の支出（令和2年2月7日）について

前払金15,000,000円の支出については、X P J P社から、「12月上旬から撮影隊が現地（愛媛県）入りして動画制作するとともに、ウェブサイトについても並行して制作を進めており、それに係る交通費、取材費等の諸経費の支払い（7,500,000円）が発生する」「動画の視聴を促す広告配信費について、2月上旬からの広告配信を予定しており、広告プラットフォーム企業（Google）への支払い（7,500,000円）を事前に行う必要がある」との理由により、令和2年1月6日付けで委託契約書第12条に基づく委託料前金払請求書の提出があり、動画等の制作や広告の配信に必要な不可欠な支出であると認められることから、同年1月17日付けで前金払を承認し通知するとともに、同年2月7日付けで支出した。

上記のとおり、事業計画の変更手続については募集要領及び仕様書に基づき適正に行ったもので、行政の裁量を逸脱した違法又は不当な行為とはいえず、また、委託事業者の事業執行のために必要な経費の前金払いについては、委託契約書に基づき必要最低限の経費の支払いを

適正に行ったものである。

(イ) 精算金の支出（令和2年4月28日）について

第二弾企画実施業務の企画提案時点と契約締結時点での企画内容の相違については、募集要領8(1)、仕様書4及び5に基づき、県、プロデューサー及び事業者が十分な協議を行った上で改善したものである。

また、令和2年1月の業務変更計画の承認手続きについては、「まじめえひめ」に関する報道等の影響を踏まえ、仕様書4の規定に基づき、県、プロデューサー及び委託事業者と十分な協議を行った上で、業務計画の変更に至る経緯はやむを得ない理由があり、変更後の内容は事業目的の達成に効果的であることから、委託契約書第8条の規定に基づき、適切に手続きを行ったものであり、行政の裁量を逸脱した違法又は不当な行為とはいえない。

業務変更計画の承認に当たっては、スポーツを切り口に「まじめえひめ」の認知度向上を図ろうとする企画の根幹が変わるものではなく、「まじめえひめ」に関する報道等の影響を踏まえて適切に企画内容を変更したものであるとともに、委託先であるX P J P社は、本県のみならず福島県や栃木県、スポーツ庁等で動画を使った効果的なプロモーションの実績が数多くあり、「まじめえひめ」の認知度を向上させるという事業目的を達成するため、変更後の計画に沿って円滑に業務を執行できる能力を有することから、委託契約書第13条の各号に該当せず、契約の解除を行わなかったものである。

また、変更後の業務計画に係る経費積算については、業務内容の変更に伴って、オークリー社連携に係る経費を削減するとともに、WEB広告掲載（YouTube）を減額調整し、スポーツを“する”を表現した動画の制作に係る経費を増額したものであり、「まじめえひめ」の認知度を向上させるという事業目的を達成するために必要と認められることから契約金額の減額を行わなかったものである。

イ 損害の発生

委託は、普通地方公共団体が行う業務を、当該団体が直接実施せず、他の機関又は特定の者に委託して実施させる契約である。委託の目的は、特定の仕事の完成や、事務の処理など様々であり、委託の対価である委託料は、定められた仕事の完成を目的とする業務にあってはその仕事の成果に対して支払われ、事務の処理を目的とする業務にあっては成果にかかわらずその事務処理に対して支払われることとなる。

このような委託契約及び委託料の性格に照らすと、委託契約に係る受託者は、委託者に対し、契約に定められた事務処理又は仕事の成果を委託者に提供する契約上の義務を負う。逆に、委託者は、受託者に対し、上記の契約上の義務が履行されれば、契約に定めた委託料の支払義務を負うものである。

本件委託契約では、仕様書4の規定に基づき、県、プロデューサー及び委託事業者との協議により、事業実施内容が変更となっているが、本件委託契約及び業務変更計画書並びに県との協議に基づきX P J P社が本件事業に関する業務を行ったものと認められることに照らすと、「まじめ

えひめ」の認知度を向上させるという目的に沿った事業を実施しており第二弾企画実施業務に係る支出により、愛媛県に請求人が主張する損害が発生したとは認められない。

以上のことから、今回の公金支出に違法又は不当な点は認められないため、必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告を求める請求人の主張には理由がない。

第6 結論

以上のとおり、本件契約に関し、X P J P社に対する支払には根拠があり、財務会計上、違法若しくは不当に契約を締結し又は公金を支出した事実があったとは認められない。

また、責任を有する者に対して懲戒処分を求めることは、法第242条第1項に規定する請求対象措置に含まれていないため、住民監査請求の対象とはならないので却下し、その余の請求については棄却する。

よって、主文のとおり決定する。

令和3年2月8日

愛媛県監査委員 永井一平
同 越智忍
同 森高康行
同 高橋正浩

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月24日

愛媛県監査委員 永井一平
同 越智忍
同 森高康行
同 高橋正浩

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Lists various organizations and their audit dates, including schools and public institutions.

Table with 2 columns: Organization Name, Date. Lists entities like 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 and their respective dates.

(監査の結果)
令和元年度において実施された上記団体に対する次の補助金等に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

Table with 5 columns: 事業主体, 補助金等の名称, 補助対象事業等, 補助対象事業費等, 補助金額等. Detailed breakdown of subsidies for various educational and social welfare activities.

	"	令和元年度 二ホンジカ捕獲 者への奨励金交 付	10, 000,000円	5, 000,000円	公益社団法人 愛媛県畜産協会	令和元年度 愛媛県野生 動物侵入防 護柵設置事 業費補助金	野生動物侵入防 護柵設置	172, 788,223円	28, 913,000円
西予市	"	令和元年度 認定農業者 経営発展支 援事業費補 助金	8, 074,550円	4, 034,000円	"	令和元年度 愛媛県CS F等防疫強 化緊急対策 整備事業費 補助金	車両消毒設備、 防鳥ネット等設 置	93, 477,176円	28, 311,000円
	"	令和元年度 えひめ次世 代ファーマ ーサポート 事業費補助 金	12, 535,022円	5, 611,000円	西予市森林組合	令和元年度 造林事業補 助金	森林環境保全直 接支援事業、環 境林整備事業	22, 535,310円	9, 014,124円
	"	令和元年度 有害鳥獣総 合捕獲事業 費補助金	15, 119,000円	6, 309,500円	"	令和元年度 造林事業補 助金(戦略 的)	森林環境保全直 接支援事業	215, 170,680円	86, 068,272円
	"	令和元年度 えひめ米政 策改革支援 事業費補助 金	44, 722,397円	14, 489,000円	住友林業株式会 社新居浜山林事 業所	令和元年度 造林事業補 助金	森林環境保全直 接支援事業	90, 028,370円	36, 011,348円
	"	令和元年度 畜産基盤施 設再生支援 事業費補助 金	41, 197,565円	13, 252,000円	"	令和元年度 次世代の森 づくり促進 事業費補助 金	主伐材の搬出に 要する経費の補 助	2, 507,400円	2, 507,400円
四国中央市	"	令和元年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	5, 014,839円	2, 496,000円	社会福祉法人 潤和会	令和元年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウスひだ まりの運営費	22, 232,294円	18, 568,000円
一般社団法人 愛媛県トラック 協会	"	令和元年度 愛媛県運輸 事業振興助 成交付金	228, 346,696円	222, 945,000円	社会福祉法人 日親会	"	ケアハウスラ ファミーユの運 営費	23, 769,999円	17, 400,000円
一般社団法人 今治市医師会	"	令和元年度 地域医療体 制確保医師 派遣事業費 補助金	69, 192,000円	69, 192,000円	社会福祉法人 双海夕なぎ会	"	ケアハウス双海 夕なぎ荘の運営 費	16, 551,990円	14, 411,000円
"	"	令和元年度 愛媛県二次 救急医療支 援事業費等 補助金	14, 594,450円	14, 593,000円	公益財団法人 えひめ産業振興 財団	令和元年度 愛媛県創 業・経営基 盤強化総合 支援事業費 補助金	新事業創出、地 域資源発掘等に 係る支援体制整 備	45, 187,656円	44, 148,000円
"	"	令和元年度 愛媛県看護 師等養成所 運営費補助 金	36, 036,000円	36, 036,000円	"	令和元年度 愛媛県高度 IT人材創 出・育成事 業費補助金	地域密着型ビジ ネスへの初期的 経費支援	34, 201,501円	34, 201,501円
一般財団法人 創精会松山記念 病院	"	令和元年度 愛媛県院内 保育事業運 営費補助金	25, 292,719円	1, 298,000円	"	令和元年度 愛媛県高度 IT人材創 出・育成事 業費補助金	高度IT人材研 修等	4, 310,006円	2, 612,231円
"	"	令和元年度 愛媛県二次 救急精神科 医療支援事 業費補助金	21, 200,000円	21, 200,000円	"	令和元年度 愛媛県下請 企業振興事 業費補助金	下請企業振興に 係る支援体制整 備	17, 394,000円	17, 394,000円
特定非営利活動 法人 みこと会	"	令和元年度 愛媛県障が い児(者) 施設等施設 整備費補助 金	74, 565,150円	32, 850,000円	社会福祉法人 愛媛県社会福祉 協議会	令和元年度 愛媛県生活 福祉資金貸 付事業費補 助金	低所得者自立更 生の貸付金貸 付、緊急小口資 金貸付(コロナ 特例貸付)	390, 725,536円	361, 116,000円
愛媛県職業能力 開発協会	"	令和元年度 愛媛県職業 能力開発協 会補助金	97, 218,782円	41, 662,600円	"	令和元年度 愛媛県日常 生活自立支 援事業費補 助金	認知症高齢者等 の自立支援	41, 299,000円	41, 299,000円
八幡浜商工会議 所	"	令和元年度 小規模事業 経営支援事 業費補助金	44, 141,999円	36, 647,748円	"	令和元年度 愛媛県福祉 サービス苦 情解決事業 費補助金	苦情処理体制整 備	6, 845,000円	6, 845,000円
	"	令和元年度 経営改善普及 事業等	44, 141,999円	36, 647,748円	"	令和元年度 愛媛県保育 士修学資金 貸付等事業 費補助金	保育士修学資金 貸付	8, 739,000円	8, 739,000円

"	令和元年度 愛媛県明るい 長寿社会 づくり推進 機構運営費 補助金	機構運営費等	14, 344,000円	14, 344,000円
公立大学法人 愛媛県立医療技 術大学	令和元年度 公立大学法 人愛媛県立 医療技術大 学運営費交 付金	愛媛県立医療技 術大学の運営費	619, 735,000円	619, 735,000円
"	令和元年度 愛媛県介護 人材研修等 支援事業費 補助金	介護人材研修に 係る経費	6, 254,744円	6, 254,000円
愛媛県森林組合 連合会	令和元年度 原木きのこ生産 原木しいた け等生産基 盤強化事業 費補助金	原木きのこ生産 拡大支援等	14, 470,000円	14, 470,000円
"	令和元年度 森林整備円 滑化モデル 事業費補助 金	未利用材の搬出 に要する経費の 補助	22, 500,000円	22, 500,000円
"	令和元年度 造林事業補 助金	花粉発生源対策 促進事業	52, 124,260円	20, 849,704円
"	令和元年度 次世代の森 づくり促進 事業費補助 金	主伐材の搬出に 要する経費の補 助	5, 130,000円	5, 130,000円
公益財団法人 えひめ農林漁業 振興機構	令和元年度 新規就農促 進対策事業 費補助金	新規就農促進対 策（相談窓口運 営、人材育成、 就農促進事業 等）	7, 693,000円	7, 693,000円
"	令和元年度 愛媛県農地 中間管理事 業等推進費 補助金	農地中間管理機 構の運営費	54, 991,852円	54, 991,852円
"	令和元年度 愛媛県森林 整備担い手 確保育成対 策事業費補 助金	支援センター運 営費	5, 600,000円	2, 800,000円
"	令和元年度 愛媛県林業・木材産 業成長産業 化促進対策 事業費補助 金	人材の確保、育 成、定着事業	1, 654,000円	1, 654,000円
一般財団法人 愛媛県廃棄物処 理センター	令和元年度 愛媛県廃棄 物処理セン ター運営費 補助金	愛媛県廃棄物処 理センターの運 営費（人件費 等）	2,701, 701,249円	2,511, 377,121円
"	令和元年度 愛媛県廃棄 物処理セン ター解体撤 去事業費補 助金	発注仕様書作成 等	36, 964,000円	36, 964,000円

監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月24日

愛媛県監査委員 永井 一平
同 越智 忍
同 森高 康行
同 高橋 正浩

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
公益財団法人 えひめ産業振興財 団	設立 昭和61年11月1日 基本金額 2,029,337,000円 県出捐額 640,000,000円	令和2年12月18日
公益財団法人 愛媛県暴力追放推 進センター	設立 平成4年4月24日 基本金額 600,000,000円 県出捐額 300,000,000円	令和2年12月21日
愛媛県土地開発公 社	設立 昭和48年6月1日 資本金額 30,000,000円 県出捐額 30,000,000円	"
公立大学法人 愛媛県立医療技術 大学	設立 平成22年4月1日 基本金額 2,206,179,000円 県出捐額 2,206,179,000円	"
公益財団法人 松山観光コンベン ション協会	設立 平成3年1月10日 基本金額 521,000,000円 県出捐額 150,000,000円	"
公益財団法人 えひめ海づくり基 金	設立 昭和61年12月12日 基本金額 2,632,200,000円 県出捐額 785,000,000円	令和2年12月23日
公益財団法人 えひめ農林漁業振 興機構	設立 昭和46年9月8日 基本金額 15,000,000円 県出捐額 10,650,000円	"
一般財団法人 愛媛県廃棄物処理 センター	設立 平成5年9月1日 基本金額 10,000,000円 県出捐額 2,500,000円	"

（監査委員の除斥）

愛媛県土地開発公社に係る監査の実施について、地方自治法第199条

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、

の2の規定により、高橋正浩監査委員を除外した。
 (監査の結果)
 令和元年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。
 令和元年度決算において、決算書類と会計帳簿の額に差異が生じており、公益法人会計基準等に基づく会計処理が適切でないものがあった。
 (公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター)

公益財団法人えひめ産業振興財団	"
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	令和2年12月21日
特定非営利活動法人ラ・ファミリエ	"
愛媛県森林組合連合会	令和2年12月23日

(監査の結果)
 令和元年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

公の施設の管理委託団体	公の施設の名称	委託金額
愛媛県営住宅管理グループ	中予地方局管内県営住宅	173,704,000円
公益財団法人えひめ産業振興財団	テクノプラザ愛媛	91,520,750円
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	愛媛県総合社会福祉会館	60,334,780円
特定非営利活動法人ラ・ファミリエ	ファミリーハウスあい	0円
愛媛県森林組合連合会	えひめ森林公園	23,743,000円

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月24日

愛媛県監査委員 永井一平
 同 越智忍
 同 森高康行
 同 高橋正浩

監査対象機関	監査年月日
愛媛県営住宅管理グループ	令和2年12月18日

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第10条第1項及び第26条第5項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定有形文化財に指定し、及び愛媛県指定無形文化財の保持者として追加認定する。

令和3年2月24日

愛媛県教育委員会
 教育長 田所竜二

1 指定する有形文化財

名称	所在地	所有者	員数
松山神社社殿 本殿・石の間・拝殿 1棟 附 棟札 1枚 元治二年乙丑三月 板札 1枚 元治元歳子 木造獅子口 3具 唐門 1棟 透塀 2棟 裏門 1棟 附 御供所廊 1棟 手水舎 1棟 木造鳥居 1基	松山市祝谷東町640番地	松山市祝谷東町640番地 宗教法人松山神社	5棟
銅柄香炉	今治市東村四丁目1番14号	今治市東村四丁目1番14号 宗教法人真光寺	1柄
金銅金鉢	今治市東村四丁目1番14号	今治市東村四丁目1番14号 宗教法人真光寺	1口

2 追加認定する無形文化財の保持者

名称	保持者		
	氏名	生年月日	住所
砥部焼	山田ひろみ	昭和32年9月5日	伊予郡砥部町五本松368番地